

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-1.幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進							
幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	子ども課	本市では、現在、「認定こども園」の設置はありません。1号ニーズに対応できる「幼稚園」は市内に2施設(公・私立各1園)ありますが、市内全域を対象とした募集に対して、定員を大幅に下回っています。 ニーズ調査結果から、幼稚園のほか、少数ながら認定こども園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心が高まっています。まずは、既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設からの認定こども園への移行について検討を始めます。	H28 守門幼稚園と守門保育園を統合した幼保連携型認定こども園「すもんこども園」を開設し、8月から新園舎で保育を開始しました。	市内初の認定こども園「すもんこども園」が開園し、地域の未満児保育ニーズや、幼児教育ニーズに対応しています。その他の園の認定こども園への移行については、検討が進んでいません。	1号ニーズに対応できるよう、民営化、統合の議論とあわせて保育園の認定こども園化の検討を進める必要があります。		
4-2.質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針							
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針	子ども課	子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図ります。 そのために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。 また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から、公立保育園の民営化を含めた施設整備について検討を始めます。 地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて、子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。	H28 ■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 新潟県保育士会や新潟県保育連盟が実施する研修会に保育士を派遣し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組みました。 ■放課後児童クラブの充実 利用人数の増加等に伴い、伊ヶ崎放課後児童クラブ、入広瀬放課後児童クラブの実施場所を移転し、児童の学童での生活環境の改善を図りました。 ■一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。平成27年からは1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図りました。 ■親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。	保育士等は、研修で得た知識や技能等を保育の現場で放課後児童クラブについては、待機児童なく受入を行うことが出来ました。 一時預かりや親支援、子育て支援については、それぞれの園や子育て支援センターで実施しています。ニーズに応じてきめ細かに対応する必要があります。	■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 今後も教育・保育の環境や質の向上を目指します。また、保育士等の資質向上を目指し、研修に派遣します。 ■公立保育園民営化の取組 中長期的な視点から、公立保育園民営化に係る議論を行います。 ■放課後児童クラブの充実 児童の生活環境の向上を目指します。 ■一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。 ■親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。		
4-3.幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進							
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課	「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し、一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。 職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど、連携に努めます。 また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続のために、行事への相互参加など、異年齢交流を推進します。	H28 保育園・幼稚園・小学校においては連絡会議を年2回程度実施しています。 また、各種行事への相互参加により連携に取り組んでいます。	・連絡調整会議において子どもの様子を把握することで幼児期から就学期へ切れ目のない支援を行えるよう取り組んでいます。時期についてはもう少し早いほうが今後の支援が広がるのではないかと意見が保育現場から上がっています。また放課後児童クラブの職員が招集されていない地区もあります。 ・各種行事では職員は子どもの様子を把握する機会となり、児童は異年齢交流によりお互いの成長により刺激となっています。	・連絡会議の時期や回数を含め、個別ニーズがより接続しやすくなるような幼保小間の連携体制の調整を進めていきます。すべての放課後児童クラブが参加できるよう検討します。 ・職員・児童のほかに就学前の保護者が学校の様子がわかるような取組を検討します。		
5.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保							
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳を利用した周知活動を行う。	H28 毎月市報、ホームページ、メルマガ配信を利用し、保育園や幼稚園開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施(私立を含む10保育園、1幼稚園、1こども園、子育て支援センター)	他からの配信も含めメルマガ配信が多くなることにより、見えない可能性がある。	情報掲載内容を工夫する。		P73
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 (子育て支援センター) 市民生活室 健康増進室	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。	H28 保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っている 支援センターでは日々の広場開放や電話で相談に応じるほか、毎週月曜の計測日に看護師による相談、第2、第3月曜日は栄養相談を実施。 市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行ってきました。	計測日(月曜日)の栄養相談、健康相談のときの来場者数は多いが、スタッフ体制の確保が課題。 市民相談センターでは、市民に対し、諸制度のしくみや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。	このまま継続する。		

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
6-1.児童虐待防止対策の充実							
子どもからの相談体制確立	子ども課 (子育て支援センター)	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。	H28	継続して子どもスマイルコールを設置している。	子ども自身で電話がかけられるような周知が十分ではない。	学校等を通しての周知を図る。	P74
「子どもスマイルコール」カード配布	子ども課 (子育て支援センター)	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付する。	H28	子ども課窓口等への設置を行うとともに、虐待かもと思ったら、全国共通ダイヤル「189」カード配布、ポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施した。	24時間対応の児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の市民への周知を進めていく必要がある。	市報を始め、FMうおぬまなど様々な媒体を通じて、スマイルコール、全国共通ダイヤル「189」を広く周知していく。	
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	健康増進室	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。(H21年から全戸訪問実施)	H28	生後4か月までの乳児全員に対して訪問を実施した。	従事者の研修では、要対協にも参加してもらい実施した。気になるケースは継続した支援を実施した。	情報交換や研修会で虐待防止の視点を養ってスキルアップしていく。	
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (子育て支援センター)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。	H28	協議会代表者会議1回、実務担当者会議3回、個別支援ケース会議17回(見込み)を開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行った。	精神疾患を持つ保護者の増加、不登校・ひきこもり、若年出産等ケースが多様化しており対応が難しくなっている。	継続して取り組みを実施していく。対象家庭の増加や困難ケースの増加に対応できる事務局体制整備を検討する。	
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (子育て支援センター)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。	H28	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などとともに被虐待児家庭への支援を行った。必要に応じ関係機関と情報共有を図るほか、一緒に訪問等を実施した。	個別ケース支援会議で情報を共有し、それぞれの支援へとつなげている。	継続して連携を図っていく。	
養育支援訪問事業	健康増進室	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。	H28	妊娠届出時から気になる妊婦は、特定妊婦として対応。出産後は、要対協と同行訪問を実施している。	早期に介入でき、支援が必要な家庭に関しては、関係機関と連携し、支援を実施。	訪問先の中には、家事支援を含めた子育て支援が必要なケースも見受けられるため、対応できるような体制も検討が必要か。	
6-2.ひとり親家庭の自立支援の推進							
児童扶養手当	子ども課	18歳以下のお子さん(障害のあるおさんは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給します。(所得制限有)	H28	新規申請・転入者数 36人(H29.2月末) 資格喪失・転出者数 12人(H29.2月末) 認定者数 360人(H29.2月末) 受給者数 310人(H29.2月末)	133,138,510円の手当を支給できた。現況届の未提出者を0人にできた。	市報、ホームページ、メルマガ配信を活用し、制度の周知及び案内を継続して行う。	P75
ひとり親医療費助成	子ども課	ひとり親家庭に対する医療費助成(所得制限有)。内容は乳児・子ども医療費助成と同じ。	H28	平成27年度より、中学生までの児童は入院医療費一部負担金を無料としています。受給者大人332人、子ども511人、計843人(H29.2月末)	入院が必要な世帯への負担軽減を図られている。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努める。	
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減する。	H28	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。平成28年度における対象世帯数は33世帯で、対象児童数は37人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	
保育料の軽減	子ども課	母子世帯で、非課税世帯等の場合	H28	ひとり親世帯で非課税の場合、保育料は無料。市民税所得割額48,000円未満の世帯は第1子の月額保育料1,000円を減額のうえ半額、第2子以降無料としました。所得割額77,101円未満は兄弟の年齢制限を撤廃しました。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	
6-3.障害児施策の充実							
つくしプレー教室	子ども課 (子育て支援センター)	発達に課題のある就園前児童の療育教室	H28	未就園児とその保護者を対象に延べ89回開催した。水曜日クラス、木曜日クラスの2クラスに分けて対象児17人	親子での小集団参加を通して成長を促すとともに、必要に応じ療育相談や医療機関へつながった。	3歳未満児での入園が増え、参加人数が減少する。入園後も必要に応じて通い、支援が受けられるようにする。	P76
ステップアップ教室	子ども課 (子育て支援センター)	発達に課題のある就学前児童の療育教室	H28	未就学児とその保護者を対象に延べ45回開催した。3クラスに分けて対象児18人	保護者支援としてペアレント・トレーニングを実施し、保護者の意識が向上した。継続するための人材、体制作りが課題。	発達支援コーディネーター養成と配置を進め、ペアレント・トレーニングを行える体制作りをする。	
教育相談	学校教育課	障害の状態等に応じて適切な教育を行うための就学相談を行う。	H28	学校教育課に特別支援教育担当職員を配置し、個別面談や就学相談会を行い保護者、本人の教育相談に対応しています。	就学相談38件に対して、教育支援委員会判断を通じ、本人、保護者の意向を尊重して就学先を決定することができました。	在宅医療を伴うなど、障害の状態によって、早期からの相談体制が必要です。教育的ニーズと生活ニーズを含めた総合的な支援を進めるため、相談機関コーディネーター等との連携が欠かせません。	

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
支援ファイルの活用	厚生室	教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用	H28 ○ H28年度中交付人数 32人 相談支援センター経由 3人 子育てセンター経由 19人 保護者の集まり等での配布 10人  ○啓発活動 H28.5.25、保育士向けに利用推進に関する研修会を実施	○相談支援ファイルの利用について 相談時に記入済みのファイルを持参しても、相談を受ける側が存在を知らないことがあったとの意見が保護者より寄せられ、周知不足を感じた。	○障害の種別によっては、相談支援ファイルへの入力に困難な場合があるとのご意見あり、内容の見直しが必要 他市の状況を参考に、利活用について、自立支援協議会の療育支援部会等で検討したい		
保育園障害児受入れ	子ども課	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行う。	H28 県保育士会や保育連盟等での研修会に参加するほか、園内でも支援方法について定期的に研修を実施しています。	児童の特性を理解し安心できる環境や居場所づくりに配慮した保育に取り組んでいます。 シフト体制のため個々にあった支援方法を職員間で情報統一することが難しいケースがありました。	保護者の気持ちに寄り添いながら児童の特性にあった支援ができるよう研修を継続します。		
放課後児童クラブ障害児受入れ	子ども課	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行う。	H28 支援員で企画した研修会で障害を持つ児童の特徴や接し方を学ぶテーマで学習したり、1名の職員が日本自閉症スペクトラム学会資格認定講座を受講しました。	各児童クラブにおいて、加配対応等により様々な障害を持つ児童を受け入れています。	引き続き支援員の研修機会を確保し、加配職員の配置も含め、どの児童クラブにおいても障害児や発達障害児を受け入れることができるよう体制を整えま		P76
保育園等巡回訪問事業	子ども課(子育て支援センター)	保育園・幼稚園に相談員が訪問し、発達に不安のある児童とその保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。	H28 保育園、幼稚園を年2回訪問し、支援を担当する保育士に対して、対応に対する助言や支援方針の検討を行った。訪問回数延べ23回、延べ91人	支援チームに臨床心理士を加え、コンサルテーション機能の強化を図った。専門職の従事回数に限られることが課題。	作業療法士による園訪問事業と統合させて実施する。 発達支援コーディネーターを養成し園内の支援機能を高める。		
相談支援事業	厚生室	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。	H28 ○障害児の相談及び福祉サービス利用にかかる支援を実施 ○魚沼市自立支援協議会の療育支援部会にて、夏休み期間中の障害福祉サービスの利用調整を実施	○発達障害と思われる児童の把握は困難であり、相談事業所としては『待ち』の体制であり、協力体制が不可欠である	○障害児福祉計画の法定化に伴い、平成32年度末までに児童発達支援センターの設置など障害児に対する地域支援体制の構築を目指したい。		
日中一時支援事業	厚生室	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。	H28 ○H29年2月末支給決定者数の実績 64人(うち児童30人) ○日中一時支援事業の夏季利用調整・検討 6/29 例年、夏季休業中に集中するニーズへの対応を、相談支援部会の位置づけで関係機関を招集して検討、情報交換を実施、夏季休業中の利用者増の対策として、公立学校の介助員の活用	・川口地域で子ども預かり事業が開始されたことにより、かけはしへの利用者集中は若干解消された。 ・魚沼学園が試験的に夏休み期間中の児童を対象に、「送」のみのサービスを実施した。 ・H29から、かけはしの日中一時支援事業廃止(放課後等デイサービスへの移行)による対応	・魚沼学園の送迎実施の可能性模索		
発達障害への意識啓発	厚生室	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。	H28 ■厚生室実施なし 参考:9/14 保護者の会にて『障害者差別解消法』について出前講座、意見交換を実施	障害を理由とする差別の解消、合理的配慮の提供の大きな視点での市民啓発も必要と考えます。	新潟県事業で発達障害の理解啓発講師派遣の制度があり、厚生室と子ども課とで連携し、積極的な利用を検討します。		
重度心身障害者医療費助成	厚生室	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。	H28 H28年2月末現在25人(うち、15歳以下は20人)	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		P76
年中児発達相談	子ども課(子育て支援センター)	年中児の(保護者の)希望者に対して、発達相談を受ける。	H28 母子保健、就学指導、療育支援、保育園・幼稚園等関係者が連携して、発達相談を受けた。18人	参加者にとって、子どもへの対応について参考になった。発達障害への意識啓発とまではいかなかった。	保護者支援プログラムを継続するための人材、体制作りをする。障害についての意識啓発を盛り込んだ講座内容を検討する。		
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	健康増進室	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。	H28 1件(電気式たん吸引器)給付	出産後から保健師が関わりを持ち、状況を把握していたため、スムーズな給付ができた。	医療機関との情報交換を行い、該当児童等がある場合には、遅滞無く給付を行う。		
障害児福祉手当	厚生室	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図る。	H28 H28年2月末現在 14人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		
特別児童扶養手当	厚生室	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。	H28 H28年2月末現在 56人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
7.労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携							
職場における子育て意識啓発	商工振興室	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等</li> <li>仕事と生活の調和の実現に積極的に取組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)及び特例認定マーク(プラチナくるみん(仮称))の周知</li> <li>雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知</li> </ul>	H28 県発行の「働く女性のハンドブック」をはじめとした関係情報を窓口への設置や市ホームページへ掲載するなどした。	一方的な広報では、成果等を把握することができない。今後取組の方法を検討する必要がある。	男女雇用機会均等に対する取組と合わせて効果的な広報の方法を検討する。具体的には、各種関係セミナーの周知とともに、会社訪問等の折に制度の周知を図って行きたい。		